

お取引先様各位

緊急事態宣言の解除に伴う弊社対応について

弊社では、これまで新型コロナウイルスの感染拡大による「緊急事態宣言」発令に基づき、従業員、お客さま、関係先等の安全・安心を確保するため、在宅・テレワーク等の勤務体制を実施してまいりました。

5月25日に緊急事態宣言が全国において解除されたことに伴い、全員出社体制への変更とともに、今後の状況に応じて、時差出勤等の対策を継続実施し、3密回避の対策を講じてまいります。

なお、引き続き以下の対応を行い、新型コロナウイルスの感染予防、拡大防止に努めてまいります。

- ・ 出社前の検温実施
- ・ 時差出勤の実施（公共交通機関での通勤者）
- ・ 通勤時・事務所内・外出時のマスク着用、手洗い・うがい・アルコール消毒の徹底
- ・ 社外の方と直接お会いする打ちは自粛・延期
- ・ 会議の時間短縮および Web 会議の実施
- ・ 国内外の出張を原則禁止

今後におきましても、従業員及び家族、お客さま、関係先等に対する健康・安全を最優先に考え、政府方針に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年5月26日

株式会社河本総合防災